

独立行政法人の整理合理化計画案

府 省 名	内閣府
-------	-----

法人名	類型名(区分)	事務・事業名	事務・事業の見直しに係る具体的措置					組織の見直しに係る具体的措置
			廃止	民営化	官民競争入札等の適用	他法人等への移管・一体的実施	その他	
独立行政法人 国民生活センター	特定事業執行型	広報交流事業					消費者が自立した主体として能動的に行動できるよう、効果的な情報発信・情報提供を行うために広報媒体の見直し(雑誌2誌の統合)を行う。	消費者トラブルの増加や国民の安全・安心の確保の重要性に鑑み、各業務の見直し効率化を図ったうえで、情報収集・提供業務や消費者トラブル解決能力の向上を図ることにより、平成16年に成立した消費者基本法第25条(注)で規定された中核的機関として積極的な役割を果たす。 (注) 消費者基本法第25条(議員立法)において、国民生活センターは、 ①国民の消費生活に関する情報の収集及び提供 ②苦情処理のあっせん、相談 ③商品についての試験、検査等及び役務についての調査研究等 ④消費者に対する啓発及び教育等 における中核的機関として積極的な役割を果たすものとされている。
		情報分析事業					全国消費生活情報ネットワークシステム(PIO-NET)の最適化計画を策定し、苦情相談情報の効率的収集・効果的運用と経費の節減を図るとともに、死亡・重篤事故の情報からヒヤリハット情報まで幅広い情報を入力できる「事故情報データベース(仮称)」を構築する。	
		相談調査事業					国と地方の役割分担を踏まえ、一次的な直接相談を廃止し、地方の消費生活センターを支援するための経由相談に特化するとともに、消費者紛争発生時の円滑な解決、紛争発生の抑止力向上のために、裁判外紛争解決に関連する制度を整備する。	
		商品テスト事業					関係機関との連携、外部化を図り、企画立案業務へ重点化する。	
		教育研修事業					研修事業・宿泊施設等の運営については市場化テストを実施する検討対象とする	

独立行政法人の整理合理化案様式

総括表(その2-1)

法人名	独立行政法人国民生活センター		府省名	内閣府	
沿革	昭和37年7月 国民生活研究所 ⇒ 昭和45年10月 国民生活センター ⇒ 平成15年10月 独立行政法人国民生活センター				
役員数（監事を除く。）及び職員数 (平成19年1月1日現在)	役員数			職員数（実員）	
	法定数	常勤（実員）	非常勤（実員）		
	4 人	4 人	0 人	116 人	
国からの財政支出額の推移（17～20年度） (単位：百万円)	年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度（要求）（注）
	一般会計	3,235	3,081	3,294	3,471
	特別会計	0	0	0	0
	計	3,235	3,081	3,294	3,471
	うち運営費交付金	3,235	2,972	2,803	3,117
	うち施設整備費等補助金	0	109	491	354
うちその他の補助金等	0	0	0	0	
支出予算額の推移（17～20年度） (単位：百万円)	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度（要求）	
	3,488	3,334	3,547	3,614	
利益剰余金（又は繰越欠損金の推移） (17・18年度)	平成17年度		平成18年度		
			▲6	▲12	
発生要因	ファイナンスリース取引に関する会計処理				
見直し案	独立行政法人会計処理基準等に基づき、ファイナンスリース取引については、リース期間通期において損益は中立となる。				
運営費交付金債務残高（17・18年度） (単位：百万円)	平成17年度		平成18年度		
			499	576	
行政サービス実施コストの推移（17～20年度） (単位：百万円)	平成17年度	平成18年度	平成19年度（見込み）	平成20年度（見込み）	
	3,323	3,076	2,700	3,394	
見直しに伴う行政サービス実施コストの改善内容及び見込額（単位：百万円）	<p>○既存業務の見直しと効率化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PIO-NETの最適化に伴う経費の節減 △200百万円 ・月刊誌の統合に伴う経費の節減△20百万円 <p>○業務運営の効率化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務経費について、対前年度比1%の削減 △14百万円 ・管理費について、対前年度比3%の削減 △7百万円 ・人件費(退職手当を除く。)について、対前年度比1%の削減 △12百万円 <p>上記のほか、業務内容等を精査し、業務の効率化を図ることとし、可能な限り一般競争入札の比率を高め、効率的かつ効果的な情報提供を行い、行政サービス実施コストの改善に取り組む。</p>				
中期目標の達成状況（業務運営の効率化に関する事項等）（平成18年度実績）	<p>○一般管理費(退職手当を除く。)について、中期目標の最終年度(平成19年度)における当該経費の総額を、特殊法人時の最終年度(平成14年度)に対して13%削減する。</p> <p style="padding-left: 20px;">平成14年度 1,617百万円 ⇒ 平成18年度 1,385百万円(△231百万円、△14.3%)</p> <p>○業務経費については、毎年度、前年度比1%の経費の効率化を図る。</p> <p style="padding-left: 20px;">平成17年度(特殊要因分除く) 1,624百万円 ⇒ 平成18年度(特殊要因分除く) 1,608百万円(△16百万円、△1%)</p>				

(注)平成20年度(要求)には、内閣府からの事業移管分57百万円を含む。

総括表(その2-2)

支部・事業所等	支部・事業所等の名称		東京事務所		
	所在地		東京都港区		
	職員数		65 人		
	支部・事業所等で行う事務・事業名		消費者問題に係る情報収集・提供、PIO-NETの運用、各地消費生活センターからの経由相談等の処理		
	20年度 予算要 求額 (百万 円)	国からの財政支出 (対19年度当初予算 増減額)	3,471(内閣府からの事業移管 分57含む)の内数 (176(内閣府からの事業移管分 57含む))の内数		
支出予算額 (対19年度当初予算 増減額)		3,614(内閣府からの事業移管 分57含む)の内数 (67(内閣府からの事業移管分 57含む))の内数			

1. 横断的視点

1. 事務・事業及び組織の見直し
 <事務・事業関係>

該当類型		特定事業執行型					
事務・事業名		広報交流事業	情報分析事業	相談調査事業	商品テスト事業	教育研修事業	
事務・事業の概要		消費者被害の未然防止・拡大防止のため、テレビ、雑誌等による普及啓発事業を行う。	消費者被害の未然防止・拡大防止を図るため、全国の消費生活センターにおける苦情相談情報を収集分析し、その結果を広く提供するPIO-NET事業を運営する。	全国の消費生活センターの苦情相談業務を支援するために経由相談を行うとともに、国民生活センターにおいても消費者からの直接相談を行う(個人情報に関するものを含む)。	全国の消費生活センターで受け付けた製品事故に関する苦情相談の原因究明や消費者被害の未然防止・拡大防止のために問題提起を行うための商品テストを行う。	全国の消費生活センターで苦情相談に対応する消費生活相談員等の研修を行う。	
事務・事業に係る20年度予算要求額	国からの財政支出 (対19年度当初予算増減額)	3,471百万円(内閣府からの事業移管分57百万円を含む。) (176(内閣府からの事業移管分57百万円を含む。))					
	支出予算額 (対19年度当初予算増減額)	3,614百万円(内閣府からの事業移管分57百万円を含む。) (67百万円(内閣府からの事業移管分57百万円を含む。))					
事務・事業に係る定員(19年度)		120人					
(1) 事務・事業のゼロベースでの見直し	①	民間主体による実施状況 (同種の事業を行う民間主体のコスト、人員等)	全国の消費生活センターの中核機関として、消費者問題についての広報啓発活動を行っている民間主体はない	全国の消費生活センターにおける苦情相談情報を収集分析する事業を行っている民間主体はない	全国の消費生活センターの中核機関として経由相談を行っている民間主体はない	全国の消費生活センターで受け付けた製品事故に関する苦情相談の原因究明や消費者被害の未然防止・拡大防止のために問題提起を行うための商品テストを本格的に実施している民間主体はない	
	①	廃止すると生じる問題の内容、程度、国民生活への影響	消費者に必要な消費者被害の未然防止・拡大防止の情報が提供されないこととなり、消費者被害が拡大することとなる	PIO-NET情報は、全国の消費生活センターや関係省庁に提供され、消費者被害の未然防止・拡大防止、関係省庁の消費者政策の企画立案に活用されている。本事業を廃止した場合、全国の消費生活センターの苦情相談処理能力が大きく低下するとともに、関係省庁の消費者政策の企画立案に大きな障害となる。	全国の消費生活センターの苦情相談業務を支援する経由相談を廃止した場合、全国の消費生活センターの苦情相談処理能力が大きく低下する。	原因究明テストを廃止した場合、全国の消費生活センターで受け付けた製品事故に関する苦情相談の解決が図られなくなる。また、問題提起型テストを廃止した場合、消費者被害の未然防止・拡大防止が図られなくなる。	
	②	事務・事業の位置づけ (主要な事務・事業との関連)	主要事業である	主要事業である	主要事業である	主要事業である	主要事業である
	③	事業開始からの継続年数	37年	37年	37年	35年	37年
	③	これまでの見直し内容	テレビ番組の縮減	死亡・重篤事故情報の関係省庁との共有、PIO-NETの業務・システム最適化計画の策定	直接相談の縮小、経由相談への特化	商品比較テストの廃止、人の生命・身体等に重大な影響を及ぼす商品テストに特化	—
	④	国の重点施策との整合性	本事業は、消費者基本法、消費者基本計画に定められた国の重点施策に基づくものであるとともに、「経済財政改革の基本方針2007」にある安全・安心な暮らしを実現するために必要不可欠な事業である。	本事業は、消費者基本法、消費者基本計画に定められた国の重点施策に基づくものであるとともに、「経済財政改革の基本方針2007」にある安全・安心な暮らしを実現するために必要不可欠な事業である。特に、事故情報の収集・公開は、同基本方針で特記されている。	本事業は、消費者基本法、消費者基本計画に定められた国の重点施策に基づくものであるとともに、「経済財政改革の基本方針2007」にある安全・安心な暮らしを実現するために必要不可欠な事業である。また、個人情報に関する苦情相談は、「個人情報の保護に関する基本方針」(平成16年4月閣議決定)に基づくものである。	本事業は、消費者基本法、消費者基本計画に定められた国の重点施策に基づくものであるとともに、「経済財政改革の基本方針2007」にある安全・安心な暮らしを実現するために必要不可欠な事業である。特に、多重債務問題に関する消費生活相談員の研修は、「多重債務問題改善プログラム」(平成19年4月多重債務者問題対策本部決定)に基づくものである。	
	①	受益と負担との関係 (受益者・負担者の関係、両者の関係)	テレビ、雑誌等の普及啓発事業は全ての国民に利益が及ぶものである。なお、雑誌は有料で販売している	PIO-NET情報は、各地の消費生活センターや関係省庁に提供されることにより、広く消費者全体の利益に資するものである。	経由相談による各地の消費生活センターへの支援は当該事業の相談者のみならず、広く消費者全体の利益に資するものである。	商品テスト結果は、消費者や各地の消費生活センター、関係省庁に提供されることにより、広く消費者全体の利益に資するものである。	消費生活相談員等の研修により全国の消費生活センターの苦情相談処理能力を向上させることは、広く消費者全体の利益に資するものである。なお、研修生からは実費を徴収している。
	①	財政支出への依存度 (国費/事業費)	96%(平成20年度予算要求)				
	②	これまでの指摘に対応する措置	別紙1に記載	別紙1に記載	別紙1に記載	別紙1に記載	別紙1に記載

③	諸外国における公的主体による実施状況(注1)	・アメリカ・連邦取引委員会(FTC)「消費者ポータル情報サイト」 ・フランス・国立消費研究所(INC) ・韓国「消費者庁」 など、消費者への情報提供は、政府・政府関係機関の事業として行われている。	・アメリカ・連邦取引委員会(FTC)：苦情情報データベース「コンシューマー・センチネル」 ・韓国・消費者庁：ソビネット(消費者ネット)などにおいて、消費者苦情情報が収集され、情報分析、法の執行、苦情相談の効果的処理等に活用している。	・アメリカ・消費者製品安全委員会(CPSC)「無料相談ホットライン」 ・韓国・消費者庁 などにおいて、消費者苦情相談を行っている。	・アメリカ・消費者製品安全委員会(CPSC) ・フランス・国立消費研究所(INC) ・スペイン・国立消費研究所 ・スウェーデン・消費者庁 ・韓国・消費者庁 ・フィンランド・消費者庁 などにおいて、商品テストを実施している。	・イギリス・公正取引庁(OFT) ・韓国・消費者庁 ・フランス・国立消費研究所(INC) ・フィンランド・消費者庁 ・スウェーデン・消費者庁 など、消費者教育の推進は、政府・政府関係機関の事業として行なわれている。
④	財政支出に見合う効果(効果が得られているか、その根拠)(注2)	消費者へ幅広く情報提供を行うことにより、消費者被害の未然防止・拡大防止に貢献している。	全国の消費生活センター及び関係省庁に情報を提供し、苦情相談の解決、消費者被害の未然防止・拡大防止に活用されるもの政策の企画立案に貢献している。	全国の消費生活センターの苦情相談処理を支援することにより消費者被害の解決に貢献している。	原因究明テストは全国の消費生活センターにおける製品事故に関する苦情相談の解決を図り、問題提起型テストは消費者被害の未然防止・拡大防止を図ることに貢献している。	全国の消費生活センターの消費生活相談員等の苦情相談処理能力を向上させ、消費者被害の解決に貢献している。
事務・事業が真に不可欠かどうかの評価		消費者被害の未然防止・拡大防止のために普及啓発は真に不可欠な事業である	PIO-NET情報は、全国の消費生活センターや関係政府機関に提供され、消費者被害の未然防止・拡大防止に活用されるものであり、真に不可欠な事業である。	全国の消費生活センターの苦情相談業務を支援する経由相談は、苦情処理能力を高め、消費者被害を防ぐために真に不可欠な事業である。	商品テスト事業は、全国の消費生活センターにおける製品事故に関する苦情相談の解決を図り、消費者被害の未然防止・拡大防止を図るため真に不可欠な事業である	消費生活相談員等の研修は、全国の消費生活センターの苦情相談処理能力を高めるために真に不可欠な事業である。消費者関連法の制定・改正は頻繁に行われることから、それらを踏まえた苦情相談業務を行う必要がある(例：多重債務問題)。

(注1)韓国においては、日本の国民生活センターに類似した機能を持つ行政機関として「消費者庁」が置かれている。

(注2)PIO-NETに登録された全国の消費生活センターの消費生活相談は、平成18年度で約110万件に達している。

国民生活センターは、これらの相談情報や危害情報の分析や商品テストを実施し、関係省庁等に情報提供(平成18年度において、PIO-NET情報を約3100件、死亡・重篤事故にかかる危害情報を約700件を情報提供)して消費者政策の企画立案や法執行に資するとともに、これらの分析結果の提供、経由相談の実施、消費生活相談員の研修等を通じて、全国の消費生活センターの相談業務を支援している。また、これらの情報分析等に基づく広報啓発活動を通じて、消費者被害の未然防止・拡大防止を図っている。

事務・事業の見直し案(具体的措置)		消費者が自立した主体として能動的に行動できるよう、効果的な情報発信・情報提供を行うために広報媒体の見直し(雑誌2誌の統合)を行う。	PIO-NETの最適化計画を策定し、苦情相談情報の効率的収集・効果的運用と費用の削減等を図るとともに、死亡・重篤事故の情報からヒアリング情報まで幅広い情報を入力できる「事故情報データベース(仮称)」を構築する。これを踏まえつつ、「病院危害情報データベース」を縮小する。	国と地方の役割分担を踏まえ、直接相談を廃止し、経由相談に特化する。消費者紛争発生時の解決を図るとともに、紛争発生時の抑止力を向上させるため、裁判外紛争解決に関連する制度を整備する。	関係機関との連携や外部化を図るとともに、採択基準を明確化し、企画・立案業務への重点化を図る。	研修事業・宿泊施設の運営については、市場化テストの対象とする等により、効率的に実施する。	
	行政サービス実施コストに与える影響(改善に資する事項)	既存の雑誌の統合により普及啓発費用の削減が図られる。	PIO-NETの運営費用の削減等が図られる。	直接相談に要する経費を削減し、経由相談に要する経費を増額することにより、全国の消費生活センターの苦情相談業務の支援強化が図られる。	関係機関との連携や外部化を図り、企画・立案業務への重点化を図ることによって、商品テストの経費の削減が図られる。	研修事業・宿泊施設の運営については、市場化テストの対象とする等により、費用の削減が図られる。	
	理由	既存の雑誌の統合により普及啓発費用の削減が図ることが適当である。	情報ネットワーク技術やインターネットの進展を踏まえたPIO-NETの刷新と、「事故情報データベース(仮称)」を構築することが適当である。	国と地方の役割分担を踏まえ、一次的な直接相談は地方の消費生活センターが行うこととし、国民生活センターは中核機関として、地方の消費生活センターを支援していくことに特化していくことが適当である。	関係機関との連携や外部化を図り、採択基準を明確化し、企画・立案業務への重点化を図ることによって、商品テストの経費の削減が図ることが適当である。	市場化テストの対象とすることにより、研修事業・宿泊施設の運営の効率化を図ることが適当である。	
(2)事務・事業の民営化の検討	民営化の可否	否	否	否	否	否	
	可	事業性の有無とその理由					
		民営化を前提とした規制の可能性・内容					
		民営化に向けた措置					
		民営化の時期					
否	民営化しない理由	既にテレビ番組の制作、雑誌の編集などは民間に委託しており、それらの企画立案業務は苦情相談業務等と不可分のものであるため、民間では実施困難である。	事業者名を含む消費者の苦情相談情報を幅広く収集分析するため、民間では実施困難である。	地方自治体の行政機関である消費生活センターの苦情相談処理を指導・支援するための相談事業は民間では実施困難である。	製品事故の原因究明等のための商品テストは中立・公正に行う必要があるため民間では実施困難である	市場化テストを実施する検討の対象とする	

	該当する対象事業		a施設の管理・運営、b研修、c.国家試験等、d相談、e広報・普及啓発 f検査検定、g徴収、hその他	a施設の管理・運営、b研修、c.国家試験等、d相談、e広報・普及啓発 f検査検定、g徴収、hその他	a施設の管理・運営、b研修、c.国家試験等、d相談、e広報・普及啓発 f検査検定、g徴収、hその他	a施設の管理・運営、b研修、c.国家試験等、d相談、e広報・普及啓発 f検査検定、g徴収、hその他	a施設の管理・運営、b研修、c.国家試験等、d相談、e広報・普及啓発 f検査検定、g徴収、hその他		
	(3) 官民競争入札等の積極的な適用	今後の対応	官民競争入札等の実施の可否	否	否	否	否	否	研修事業・宿泊施設の運営については市場化テストを実施する検討の対象とする
可			入札種別（官民競争／民間競争）						今後検討
			入札実施予定時期						今後検討
			事業開始予定時期						今後検討
			契約期間						今後検討
否		導入しない理由	既にテレビ番組の制作、雑誌の編集などは民間に委託しており、それらの企画立案業務は苦情相談業務等と不可分のものであるため、民間では実施困難である。	事業者名を含む消費者の苦情相談情報を幅広く収集分析するため、民間では実施困難である。	地方自治体の行政機関である消費生活センターの苦情相談処理を指導・支援するための相談事業は民間では実施困難である。	製品事故の原因究明等のための商品テストは中立・公正に行う必要があるため民間では実施困難である			
(4) 他の法人への移管・一体的実施	対象となる事務・事業の内容								
	移管	移管の可否	否	否	否	否	否	否	
		可	移管先						
			内容						
			理由						
	否	移管しない理由	同種事業を実施している他の法人がない	同種事業を実施している他の法人がない	同種事業を実施している他の法人がない	同種事業を実施している他の法人がない	幅広い商品分野を対象として、消費者からの苦情に基づいたテストを実施する他の法人はない。	同種事業を実施している他の法人がない	
	一体的実施	一体的実施の可否		否	否	否	否	否	
		可	一体的に実施する法人等						
			内容						
			理由						
否	一体的実施を行わない理由	同種事業を実施している他の法人がない	同種事業を実施している他の法人がない	同種事業を実施している他の法人がない	同種事業を実施している他の法人がない	幅広い商品分野を対象として、消費者からの苦情に基づいたテストを実施する他の法人はない。	同種事業を実施している他の法人がない		

<組織関係>

(5) 特定独立 行政法人関係	非公務員化の可否	
	理由	
(6) 組織面の見直し	見直し案 (廃止、民営化、体制の再編・整備等)	
	理由	

2. 運営の徹底した効率化

(1) 可能な限りの 効率化の徹底	①給与水準、人件費の情報公開の状況		対国家公務員(地域、学歴を勘案した場合)108.6 ホームページにおいて、役職員の報酬・給与等について公表				
	役職員の給与等の対国家公務員指数(在職地域、学歴構成、在職地域・学歴構成によるラスバイレス指数)		在職地域を勘案した指数は114.1、学歴構成を勘案した指数は116.4、在職地域及び学歴構成を勘案した指数は108.6である。				
	人件費総額の削減状況		中期計画及び行政改革の重要方針を踏まえ、平成18年度の給与、報酬等の支給総額は平成17年度に対して3.2%の減とした。				
	②一般管理費、業務費等	現状(平成19年4月1日現在)	一般管理費(退職手当を除く。)⇒平成14年度を基準として、中期目標の最終年度に13%の削減(毎年度、△2.66%の効率化) 業務経費⇒毎年度、対前年度比1%の効率化				
		効率化目標の設定の内容・設定時期	業務経費⇒毎年度、対前年度比1%の効率化、管理費⇒毎年度、対前年度比3%の効率化、人件費(退職手当を除く。)⇒毎年度、対前年度比1%の効率化(平成17年度を基準として、平成18年度以降5年間で5%以上の削減する。)				
③民間委託による経費節減の取組内容		テレビ番組の制作、雑誌の製作・印刷、施設管理業務、電子計算機の運用等について、一般競争入札等により民間に委託することにより、経費の削減を継続的に実施する。					
④情報通信技術による業務運営の効率化の状況		全国消費生活ネットワークシステムの運営について、一般競争入札の実施及び機器構成の見直し等により、経費の削減を継続的に実施するとともに、刷新可能性調査及び最適化計画の策定により、次期中期計画期間中に更なる経費の削減を図る。					
(2) 独立行政法人の資金の流れ等に関する情報公開	情報公開の現状		財務諸表、一般競争入札による落札結果及び国の基準に準じた随意契約内容についてホームページ等で公表				
	見直しの方向		引き続き国に準じた公表を行う。				
	関連法人	名称	該当なし				合計
		契約額					
		うち随意契約額(%)					
		当該法人への再就職者(役員の氏名及び当該役員の独立行政法人における最終職名)					
	関連法人以外の契約締結先	名称	別添参照(上位10社)				合計
		契約額					
		うち随意契約額(%)					
		当該法人への再就職者(随契約の相手方で同一所管に属する公益法人に在職している役員の人数)					
(3) 随意契約の見直し	別紙2「独立行政法人における随意契約の見直しについて(依頼)」(平成19年8月10日付け行政改革推進本部事務局・総務省行政管理局事務連絡)に記載						
(4) 保有資産の見直し	別紙3に記載						

3. 自主性・自律性確保

(1) 中期目標 の明確化	現状	出来る限り具体的な数値目標を示すことにより、達成すべき目標を明確化している。
	今後の取組方針	内閣府国民生活局長の私的懇談会である「国民生活センターの在り方等に関する検討会」での議論を踏まえて新たな中期目標を策定するなかで、出来る限り具体的な数値目標を示す。
(2) 国民による 意見の活用	現状	業務の実施において、利用者からのアンケート調査により評価を行うとともに、結果を業務に反映させている。また、上記「国民生活センターの在り方等に関する検討会」の中間報告を公表し、国民からの意見募集を行っている。また、インターネットを通じて消費者からの情報を収集し、消費者被害の未然防止・拡大防止を図っている。
	今後の取組方針	業務の実施においては、利用者からのアンケート調査を実施するとともに、結果を業務に反映させる。また、「事故情報データベース(仮称)」を構築するなど、インターネットを通じて消費者からの情報を収集し、消費者被害の未然防止・拡大防止を図る。
(3) 業務運営 の体制整備	現状(内部統制に係る組織の設置状況、職員に対する研修の実施状況)	就業規則、役職員倫理規程等の諸規程に基づき、また、内外の研修に職員を参加させることにより、役職員の法令順守意識の向上や法人倫理確立等の向上を促している。また、内部監査機関を設置し、事業及び会計が適正に遂行されているかを監視している。
	今後の取組方針	内部で実施する研修会の質の向上を図ることにより、役職員の法令順守意識の向上を更に促進する。また、業務の適正かつ効率的な運営の確保に向けて、内部監査機関の充実を図り監査結果をすみやかにフィードバックさせる体制を整え、さらに必要に応じて国民に公開する。
(4) 管理会計を活 用 した運営の 自立化・効率 化・透明化	管理会計の活用状況とその効果	管理会計の考え方を活用し、業務執行状況を把握し、経費の効率的・効果的な執行を図っている。
	プロジェクトごとの収支管理の実施状況	該当なし
	今後の取組方針	毎年度、管理会計の考え方を活用し、業務執行状況を把握し、経費の効率的・効果的な執行に取り組む。

(5) 自己収入の 増大等による 財源措置	自己収入の内容（平成18年度実績）	財源	金額
	共同研究資金	件数	
	利用料	研修宿泊収入	42百万円
	寄付金	件数	
	知的財産権	件数 種類	
	その他	図書雑誌出版収入等	165百万円
	計		207百万円
見直し案	雑誌二誌の統合により経費を削減するとともに、新たな雑誌の販路拡大を図る。また、市場化テストの対象にする等により、研修宿泊収入の増加に努める。		
(6) 情報公開の取組状況	最近改善した例	平成18年7月より、契約に係る「国の公表基準」に合せて、情報公開を実施した。また、独立行政法人情報公開法に基づき、消費生活相談情報の開示請求に対応している。	
	今後改善を予定している点	ホームページの充実に努めるとともに、今後とも情報公開請求等に積極的に対応する。	
その他	PIO-NET端末機の関係省庁への設置等により、関係省庁との連携・情報共有を推進する。		

第1 横断的視点

(別紙1)

1. 事務・事業及び組織の見直し

(1) 事務・事業のゼロベースでの見直し ②これまでの指摘に対応する措置

府省名	内閣府
-----	-----

法人名	事業類型(区分)	事務・事業名	見直し実施年度	これまでの主な指摘		措置状況(①措置済み、②対応中、③未措置)	
				内容(指摘を受けた年度)	指摘主体	番号	内容(対応年度)
独立行政法人 国民生活センター	特定事業執行型	広報交流事業		テレビ番組の縮減	財務省予算 執行調査(平 成18年度)	①	テレビ番組の縮減(平成19年度)
		情報分析事業		全国消費生活情報ネットワークシステム (PIO-NET)のシステム構成の見直し	財務省予算 執行調査(平 成18年度)	②	全国消費生活情報ネットワークシステム(PIO-NET) の業務・システム最適化計画の策定(平成19年度)
		相談調査事業		直接相談の縮小、経由相談への特化	整理合理化 計画(平成13 年度)	②	直接相談の縮小、経由相談への特化(平成15年 度)
		商品テスト事業		商品比較テストの廃止、人の生命・身体等に 重大な影響を及ぼす商品テストに特化	整理合理化 計画(平成13 年度)	①	商品比較テストの廃止、人の生命・身体等に重大な 影響を及ぼす商品テストに特化(平成15年度)
		教育研修事業					

注1. 見直し実施年度には中期目標終了時の見直しを実施した年度を記載してください。

2. これまでの主な指摘には、行政減量・効率化有識者会議、政策評価・独立行政法人評価委員会等による指摘内容を簡潔に記載してください。

なお、別紙1-2「勧告の方向性」における指摘事項の措置状況(平成19年8月現在)に記載の指摘事項はすべて記載してください。

独立行政法人の整理合理化案様式

3.資産債務型

(単位:千円)

法人名	独立行政法人国民生活センター		府省名	内閣府
資産との関連を有する事務・事業の名称	国民生活に関する情報提供及び調査研究			
資産との関連を有する事務・事業の内容	消費者問題に係る情報収集・提供、PIO-NETの運用、各地消費生活センターからの経由相談等の処理、商品の安全性等についての試験、消費生活相談員等の研修			
国からの財政支出額	3,471百万円(内閣府からの事業移管分57百万円を含む。)の内数	支出予算額	3,614百万円(内閣府からの事業移管分57百万円を含む。)の内数	
対19年度当初予算増減額	176百万円(内閣府からの事業移管分57百万円を含む。)の内数	対19年度当初予算増減額	67百万円(内閣府からの事業移管分57百万円を含む。)の内数	
資産の具体的内容、見直しの具体的措置内容・理由等	<p>実物資産については、別紙3にのみ記入。</p> <p>金融資産・積立金については、別紙に計上した金融資産のうち、上述の事務・事業と関連を有する資産の具体的内容と見直しの具体的措置内容・理由を簡潔に記載すること。</p>			

実物資産の処分に係わる具体的措置(その①)

府省名：内閣府		独立行政法人名：独) 国民生活センター					
No.	施設名等	区分	所在地	合同形態	敷地	敷地面積 (㎡)	建面積 (㎡)
1	相模原事務所	3	神奈川県相模原市弥栄3-1-1	1	1	44,757	9,074
2	東京事務所	1	東京都港区高輪3-13-22	1	1	3,357	1,266

実物資産の処分に係わる具体的措置(その②)

No.	延面積 (㎡)	建築年次	建築年次	経年	経年	耐用年数	階層	法規制			利用率
		(新)	(古)	(新)	(古)			用途地域	建ぺい率	容積率	
1	12,863	1,980		27		31	2及び3	第1種中高層住居専用	60%	200%	14%
2	5,043	1,972		35		25	8	第2種住居	60%	300%	50%

実物資産の処分に係わる具体的措置(その③)

No.	合 築 等	B / S 価 格 (百万円)				正面路線 価(千円)	用途	保有目的	隣 接 庁 舎 名	耐震
		計	土地	建物	その他					
1			4,225	1,270	210	135	1、4、5	1		
2	敷地の接道が4mと狭いため、東京都安全条例により、単独地としては延床面積1,000㎡以上の建物は建築できないことから、品川税務署と合築により現行の建物を区分所有		2,115	283	23	1,200	1	1	品川税務署	

実物資産の処分に係わる具体的措置(その④)

法人名	独) 国民生活センター			府省名	内閣府
No.	1	施設名	相模原事務所	用途	1(事業所)
○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性					
○ 売却する場合、売却予定時期 :					
○ 自らの保有が必要不可欠な理由					
<p>相模原事務所(本部)にある研修施設は、地方自治体の消費者行政担当職員や消費生活相談員等に対して総合的・体系的な教育研修を行うことで、全国の相談処理能力の向上を図っている。</p> <p>また、研修受講者には宿泊施設を利用しないと参加できない者が多く、受講者のための宿泊施設は不可欠である。なお、宿泊を伴う研修により、各地の行政職員や相談員が意見・情報を交換し合えるネットワークの形成にも役立っている。</p> <p>また、幅広い商品分野を対象として、消費者からの苦情に基づいたテストを実施できる体制を維持するためには、自らが、商品テスト施設・設備を保有することが不可欠である。</p>					

実物資産の処分に係わる具体的措置(その④)

法人名	独) 国民生活センター			府省名	内閣府
No.	2	施設名	東京事務所	用途	1(事業所)
○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性					
○ 売却する場合、売却予定時期 :					
○ 自らの保有が必要不可欠な理由					
<p>東京事務所においては、報道機関の記者に対する説明会を開催しているほか、PI0-NET情報等に関する随時の取材に対応している。また、相談処理の過程で消費者・事業者間のあっせん等を行なっている。これら業務の実施にあたっている東京事務所は、消費者、事業者、マスコミなど多くの関係者にとって利便性が高く、効果的な情報提供を行う上で不可欠である。</p>					

独立行政法人の整理合理化案様式

5. 特定事業執行型

(単位:千円)

法人名	独立行政法人国民生活センター		府省名	内閣府
(試験・教育・研修・指導型)				
事務・事業の名称				
事務・事業の内容				
国からの財政支出額		支出予算額		
対19年度当初予算増減額		対19年度当初予算増減額		
官民競争入札等 (①)	検討			
	理由			
受益者特定 (②)	受益者特定及び対価収受の可否			
	受益者負担金 (算定方法、総計)			
	運営コスト (内訳、総計)			
	受益者負担金－運営コスト			
	見直し案			
他の法人との一体的実施 (③)	一体的に実施する法人等			
	内容			
	理由			
法人内での一体的実施 (③)	同様の事務事業を実施している施設			
	一体的実施の可否			
	内容			
	理由			
関連する研究開発業務を行っている法人との一体的実施 (④)	一体的に実施する法人等			
	内容			
	理由			

(情報発信・展示・普及・助言等型)

事務・事業の名称		国民生活に関する情報提供及び調査研究	
事務・事業の内容		消費者問題に係る情報収集・提供、PIO-NETの運用、各地消費生活センターからの経由相談等の処理、商品の安全性等についての試験、消費生活相談員等の研修	
国からの財政支出額		3,471百万円(内閣府からの事業移管分57百万円を含む。)	支出予算額 3,614百万円(内閣府からの事業移管分57百万円を含む。)
対19年度当初予算増減額		176百万円(内閣府からの事業移管分57百万円を含む。)	対19年度当初予算増減額 67百万円(内閣府からの事業移管分57百万円を含む。)
官民競争入札等(①)	検討	研修事業・宿泊施設等の運営については市場化テストを実施する検討対象とする。	
	理由		
受益者特定(②)	受益者特定及び対価収受の可否	否	
	受益者負担金(算定方法、総計)		
	運営コスト(内訳、総計)		
	受益者負担金-運営コスト		
	見直し案		
他の法人との一体的実施(③)	一体的に実施する法人等	なし	
	内容		
	理由		
法人内での一体的実施(③)	同様の事務事業を実施している施設	なし	
	一体的実施の可否	可	
	内容	消費者問題に係る情報収集・提供の一体的実施	
	理由	消費者からの苦情相談情報の収集・分析・提供を一体的に実施することにより、消費者基本法第25条で規定された中核的機関として役割を果たす必要がある。	
事業効果(事前、事後)(⑤)	実施状況		
	見直し案		
	公表状況・公表方法		
	見直し案		

(その他型)				
事業類型		<input type="checkbox"/> 医療・福祉・検査・審査	<input type="checkbox"/> 製造・生産	<input type="checkbox"/> 共済・保険・労務提供等
事務・事業の名称				
事務・事業の内容				
国からの財政支出額		支出予算額		
対19年度当初予算増減額		対19年度当初予算増減額		
官民競争入札等 (①)	検討			
	理由			
受益者特定 (②)	受益者特定及び対価収受の可否			
	受益者負担金 (算定方法、総計)			
	運営コスト (内訳、総計)			
	受益者負担金－運営コスト			
	見直し案			
他の法人との一体的実施 (③)	一体的に実施する法人等			
	内容			
	理由			
法人内での一体的実施 (③)	同様の事務事業を実施している施設			
	一体的実施の可否			
	内容			
	理由			

(別添) 関連法人以外の契約先

関連法人以外の契約締結先	名称	(株)日立製作所	日立キャピタル(株)	電通	KDDI(株)	センチュリー・リーシング・システム(株)	前田建設工業(株)	日本ビクター(株)	日本装芸(株)	(株)オフィス201	日本ビルメイト(株)	合計
	契約額(千円)	310,246	221,237	152,208	102,607	92,079	76,489	69,378	51,325	37,233	36,133	1,148,935
	うち随意契約額(%)	94.1	95.9	100.0	0.1	0.0	0.0	2.0	2.9	100.0	1.4	60.6
	当該法人への再就職者 (随契約の相手方で同一 所管に属する公益法人 に在職している役員の 人数)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0